

# 藤田医科大学研究推進本部任期付博士研究員等に関する規程

令和4年規程第7号

施行 令和4年2月1日

改正 令和4年8月31日

## (目的)

第1条 この規程は、研究推進本部の研究の活性化を図るため、任期付博士研究員（以下、博士研究員という）及び任期付研究補助技術員（以下、研究補助技術員という）の採用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1)「博士研究員」とは第4条の定めにより教員に代えて、博士（医学）又はそれと同等の学位を有する者の中から、第6条第1項又は同第2項に定める任期により雇用された嘱託職員をいう。
- (2)「研究補助技術員」とは、第4条の定めにより教員に代えて、第6条第1項乃至第4項に定める任期により雇用された嘱託職員をいう。

## (適用)

第3条 この規程は、藤田医科大学研究推進本部規程（平成26年規程第15号）第3条各号に掲げる組織のうち、別表に定める組織（以下、適用組織という）に適用する。

## (役割)

第4条 博士研究員又は研究補助技術員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 博士研究員 任期中、所属長及び適用組織に係る部門の代表たる教授（以下、部門教授という）の指導を仰ぎつつ、研究に従事する。なお、博士研究員は、学生に対する研究の指導は行わない。
- (2) 研究補助技術員 任期中、所属長又は部門教授の指示に基づき、研究に従事する。

## (定員)

第5条 適用組織に係る部門の博士研究員及び研究補助技術員の定員については、教員1名の採用に代えて、学校法人藤田学園嘱託職員規程（平成2年規程第2号）に基づき、嘱託職員として博士研究員又は研究補助技術員のいずれか2名もしくは合わせて2名を採用することができる。ただし、博士研究員又は研究補助技術員を合わせた採用の上限は、1部門当たり2名とする。

## (任期)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、研究補助技術員の任期は5年を1期とする。

- (1) 博士号を有する場合

(2) 医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師のうち、いずれかの資格を有する場合

(3) 満60歳以上の場合

2. 前項ただし書の規定にかかわらず、部門教授が藤田医科大学特命教員規程（平成31年規程第5号。以下、特命教員規程という）第4条第2項に定める要件を充たす特命教授であり、かつ博士研究員及び研究補助技術員の採用を学長が必要と認めた場合は、特命教員規程第10条の退職の日までの5年未満の期間を任期とすることができる。

3. 前各項の要件に該当するにもかかわらず、部門教授の選択により、研究補助技術員の任期を1年として採用することができる。ただし、この場合の任期の更新は、次の各号に掲げる事由ごとに当該各号に掲げる回数を上限とする。

(1) 前項の場合及び第6項の場合 再雇用終了日までの年数から1を減じた回数

(2) 前項以外の場合 4回

4. 第1項各号のいずれにも該当しない研究補助技術員の任期は、3年を1期とする。ただし、この場合の任期の更新は2年を1期として1回を限度とする。

5. 博士研究員の任期は5年を1期とする。

6. 第1項又は前項の定めにかかわらず、採用日において、部門教授が満65歳に達する日（満65歳の誕生日の前日）の属する年度の末日（3月31日。以下、再雇用終了日）までの期間が5年未満の場合の任期の終期は、当該部門教授の再雇用終了日までとする。

7. 採用日以降の事情により、部門教授が再雇用終了日より前に、死亡、他大学への赴任、自己都合退職、解雇その他の事由により退職することとなった場合の博士研究員及び研究補助技術員のそれぞれの任期の末日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 博士研究員 第1項及び第2項にかかわらず、部門教授が退職した日の1年後の応当日の属する月の末日

(2) 研究補助技術員（5年任期の場合） 第1項及び第2項にかかわらず、部門教授が退職した日の1年後の応当日の属する月の末日

(3) 研究補助技術員（3年任期の場合） 第4項ただし書きにかかわらず、部門教授が退職した日の1年後の応当日の属する月の末日

(4) 研究補助技術員（1年任期の場合） 第3項に基づく任期の末日

8. 第3項ただし書に定める任期の更新の回数の限度については、部門教授が退職し、その後任が続けて当該研究補助技術員の雇用を継続した場合に通算するものとする。

9. 博士研究員及び研究補助技術員が産前産後の特別休暇又は育児休業もしくは介護休業を取得した場合の当該期間は、任期の算定に含まない。

（任期の不更新）

第7条 博士研究員及び研究補助技術員（5年任期）は、任期を更新しない。

（雇用契約の変更）

第8条 博士研究員及び研究補助技術員は、期間の定めのない身分として新たに契約することができない。

(雇用契約の変更に伴う報告)

第9条 研究推進本部長は、第6条第3項に基づく研究補助技術員の任期を更新することにつき更新の判定をしたときは、速やかに学長に報告しなければならない。なお、この報告は、所定の報告書をもって行う。

2. 学長は、前項に定める報告を受けたときは、その結果を常務会に報告するものとする。なお、この報告の後、任期を更新しないと判定された者に対しては、雇用期間満了により有期雇用契約が終了する旨を遅滞なく通知するものとする。

(研究推進本部博士研究員等運用委員会)

第10条 研究推進本部長は、研究推進本部に研究推進本部博士研究員等運用委員会（以下、運用委員会という）を設置する。

(運用委員会の構成)

第11条 運用委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 研究推進本部長

(2) 採用を希望する部門の長

(3) 研究推進本部長が必要と認める教員 若干名

2. 委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。

3. 委員長は、運用委員会を招集し、議長となる。

4. 第1項第3号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5. 第1項第3号に掲げる委員が任期の途中で退任した場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(運用委員会の審査事項)

第12条 運用委員会は、次の各号に掲げる事項の審査を行う。

(1) 博士研究員及び研究補助技術員の採用の可否

(2) 第6条第3項に基づく研究補助技術員の任期の更新の可否

(選考手続き)

第13条 博士研究員及び研究補助技術員を採用するための手続きは、採用を希望する部門の教授の研究推進本部長に対する申し出により開始する。

2. 研究推進本部長は、前項の申し出がなされたときは、学長に対し、申し出るものとする。

3. 学長は研究推進本部長に対し、運用委員会での選考を付託する。

4. 運用委員会は、選考の結果を、研究推進本部長を通じて学長に対し報告する。

5. 学長は、前項の報告の後、博士研究員及び研究補助技術員の候補者を常務会に提案する。

6. 理事長は、常務会が前項の提案を審議し、承認したときは、博士研究員及び研究補助技術員として任命する。

(守秘義務)

第14条 博士研究員及び研究補助技術員の選考に関して審議された内容及び経緯については、機密を厳守しなければならない。

(改正)

第15条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、令和4年2月1日から施行する。
2. 令和4年8月31日一部改正

別表

第3条に基づく組織は、次のとおりとする。

|                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|
| 医科学研究センター<br>感染症研究センター<br>精神・神経病態解明センター<br>国際再生医療センター<br>がん医療研究センター |
|---------------------------------------------------------------------|

以上